

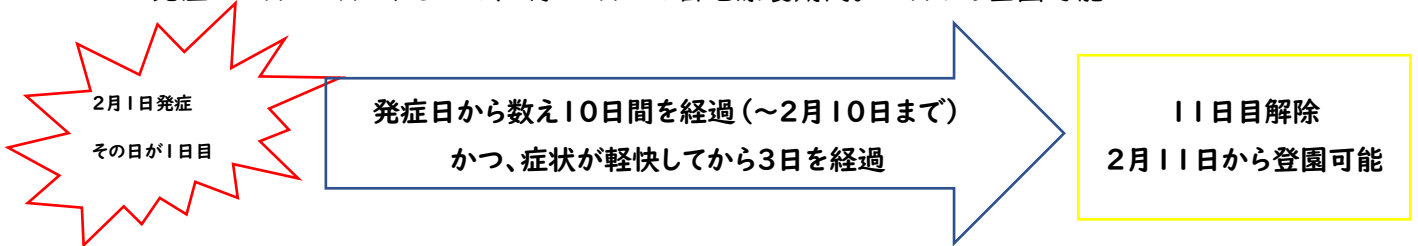
【 園児がコロナ陽性・濃厚接触者となった場合の療養（自宅待機）期間 】

（オミクロン株が主流の）R4 年4月現在

●園児がコロナ陽性になった場合の療養期間

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合（無症状の場合は検体採取日から7日間を経過した場合に8日目）が療養解除日になります。

例：2月1日に発熱し、翌日受診しコロナ陽性が判明し、2月5日に症状が治まった場合
発症した日を1日とするので、2月10日まで自宅療養期間。11日から登園可能



例：2月1日に発症し、翌日受診しコロナ陽性が判明し、2月10日15時に症状が治まった場合
2月10日15時から72時間経過後、つまり13日15時まで自宅療養し、14日から登園可能

◎保健所や医療機関から療養期間が示された場合には、そちらの指示に従ってください。

●園児が濃厚接触者になった場合の自宅待機期間

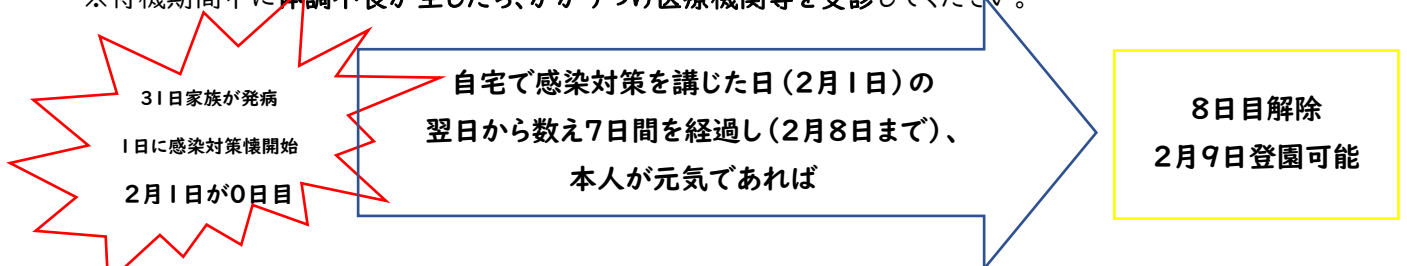
陽性者の発病日、又は、自宅で感染対策を講じた日の遅い方から、7日間の自宅待機（さらに別の同居家族が発病した場合は、新たにその発病日からカウント）

例：1月31日に同居家族が発病、2月1日に感染対策を始めた場合

対策を始めた日を0日とするので、2月8日まで待機期間。2月9日から登園可能。

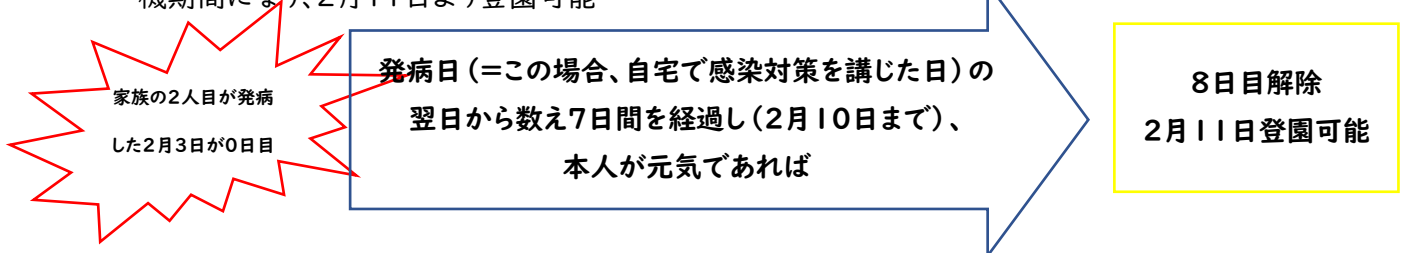
※感染対策：マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底、物資等の共用を避ける、消毒の実施、黙食の実施 等

※待機期間中に体調不良が生じたら、かかりつけ医療機関等を受診してください。



例：1月31日に同居家族が発病し、2月1日から感染対策をとっている間、別の同居家族が2月3日から具合が悪くなり、コロナ陽性が判明した場合

2月1日より継続して、感染対策をとっていたならば、2月3日が基準日の0日目とし、翌日から7日間の待機期間になり、2月11日より登園可能



*濃厚接触者：同居家族がコロナ陽性となった場合や、コロナ陽性者とマスクの着用なしで飲食をした等15分以上の接触があった場合など